

第 6421 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 4月 16日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 繰越控除と繰戻還付

Q：当社は今期赤字決算になります。赤字の場合、中小企業は繰越控除と繰戻還付の適用が受けられるとか。どのように違うのですか？

A：次のように違います。

【解説】

法人税では、欠損となった場合に「繰越控除」と「繰戻還付」という制度を設けています。それぞれには次のような特徴がありますので、会社にあった制度を選択適用してください。

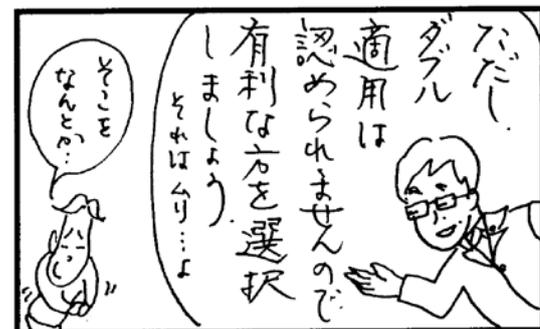
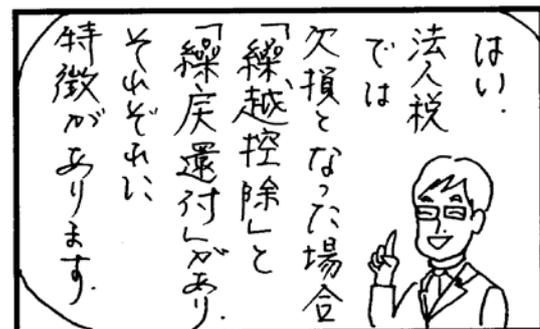
①繰越控除

青色申告書を提出した事業年度の欠損金は10年間(年度によって違います)繰り越すことができ、その間に利益が出た場合には、この欠損金と相殺することができるという制度です。ただし、この間に利益が出なかった場合はこの欠損金は切り捨てになります。

②繰戻還付

中小企業者等に適用がある制度で、青色申告書を提出した事業年度の欠損金額を事業年度開始前1年以内に開始したいいずれかの事業年度に繰り戻して法人税額の還付を受けることができるというものです。したがって、前期は黒字でなければなりません。

※繰越控除と繰戻還付のダブル適用は認められませんので、どちらか有利な方を選択して適用することとなります。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】